**平成２５年（フ）第２０６号**
兵庫県尼崎市東園田町５丁目110―28ルナ東園田302号、住民票上の住所兵庫県尼崎市猪名寺１丁目37番１―108号
債務者　筒井　竜次
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２５年（フ）第２１８号**
兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目39番１―502号、前住所兵庫県尼崎市椎堂１丁目１番18号コスモハイツ202
債務者　小田　康子（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２５年（フ）第２３３号**
兵庫県西宮市北六甲台１丁目19番１号
債務者　山下　美佳（旧姓馬杉）
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２５年（フ）第２３５号**
兵庫県西宮市甲子園七番町９番19―304号
債務者　大下　昌也
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２５年（フ）第１０８号**
奈良市東九条町834番地の１　16―208
債務者　本山住建こと　本山　武雄
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで　奈良地方裁判所

**平成２５年（フ）第１２０号**
奈良県生駒市小瀬町734番地14
債務者　川畑　視敏
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで　奈良地方裁判所

**平成２５年（フ）第１３号**
広島県呉市仁方皆実町１番14―505号
債務者　岡　　尊央
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで　広島地方裁判所呉支部

**平成２５年（フ）第１４号**
広島県呉市仁方皆実町１番14―505号
債務者　岡　　真子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで　広島地方裁判所呉支部

**平成２５年（フ）第４５号**
広島県呉市広塩焼２丁目４番12号
債務者　花山景子こと　柳　　京子（旧氏名柳川景子）
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで　広島地方裁判所呉支部

**平成２５年（フ）第４６号**
広島県竹原市竹原町4032番地
債務者　梶田　敬三
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで　広島地方裁判所呉支部

**平成２５年（フ）第２４号**
福岡県飯塚市幸袋563番地14　カレッジコート九工大104、前住所大分県佐伯市9002番地14　県営女島住宅２Ａ―３―42
債務者　渡辺　慎二
1　決定年月日時　平成25年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２５年（フ）第４０号**
佐賀県伊万里市波多津町辻912番地
債務者　岩野　　豊
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２５年（フ）第４１号**
佐賀県伊万里市波多津町辻912番地
債務者　岩野みつ子
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２５年（フ）第１１８号**
大分市東鶴崎２丁目３番26号
債務者　佐藤加容子
1　決定年月日時　平成25年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第５１号**
宮崎県延岡市惣領町16番５号
債務者　平川　貴司
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２５年（フ）第５２号**
宮崎県延岡市惣領町16番５号
債務者　平川美津帆
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２５年（フ）第１４８号**
沖縄県那覇市字大道173番地　又吉アパート302
債務者　玉那覇和子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで　那覇地方裁判所民事第３部